



弁護士会の国際活動

第3回 2025年度香港法律年度開始式参加報告／ 国際刑事裁判所弁護士会(ICCBA)会長の訪問



2025年度香港法律年度開始式参加報告

国際委員会 委員 佐々木 拓真 (76期)

1 はじめに

香港法律年度開始式は、香港の法曹関係者が新年を祝う恒例行事であり、コモンロー制度の源流である英国に起源を持つ。当会は香港大律師公会及び香港律師会と友好協定を締結しており、2025年度の式典に福崎聖子前副会長を代表として派遣し、筆者が随行した。以下に、その概要を報告する。

2 オリエンテーション、交流イベント等 (1月19日)

香港大律師公会及び香港律師会は、式典を香港の文化や司法制度を対外発信する機会と捉え、外国法曹関係者向けに魅力的なサイドイベントを提供している。本年は、香港立法会への訪問に加え、香港島・九龍半島を巡るバスツアーが実施された。

バスツアーでは、香港政府観光局のガイドによるユーモア溢れる解説を通じて、香港への理解を深めることができた。また、20世紀以降の視覚芸術をテーマにした美術館である「M+」では中国人デザイナー Guo Pei氏の特別展を鑑賞し、中国美術の新たな一面に触れる機会となった。

一日を通じた交流の中で、中国海南省律師協会やフィリピン統合弁護士会から今後開催される予定の交流イベントに招待されるなど、新たなネットワーク作りの機会も得られた。

3 Presidents' Round Table (1月20日午前)

翌20日は、Presidents' Round Tableが開催された。これは、各国の法曹業界が共通して抱えていると思われる諸課題について各国から参加した代表が議論を交わす会合であり、法律年度開始式に先立って行われる恒例行事である。本年のメインテーマは「Reform – Embracing Change, Ensuring Sustainability,

Enhancing Service」であった。

福崎前副会長は、自身に割り当てられたサブテーマ「New approaches on talent retention, diversity and inclusion, profession's well-being」を題材に、法曹界に残るジェンダーギャップ等を紹介し、淵上玲子日弁連会長の下でこれらの問題解決に積極的に取り組むべきだと訴え、共感を呼んでいた。



香港大会堂にて開催された法律年度開始式の様子

4 法律年度開始式 (1月20日午後)

その後、香港終審法院訪問に続けて、香港大会堂にて法律年度開始式が挙行された。終審法院長官、司法省長官等が順にスピーチを行い、2024年の総括と2025年の所信を表明した。

2024年の香港関連ニュースとしては、中国返還後も香港が法の支配を維持していることの象徴と見られていた香港終審法院所属の外国籍裁判官数名が任期満了を待たずに帰国したこと、国家安全維持条例法案が可決・施行されたこと等、外から香港を見る我々外国法曹の価値観から見れば、必ずしも歓迎すべきでないと思われる出来事が複数存在した。

各スピーチでは、そういった懸念を払しょくするかのように、香港における法の支配と一国二制度の重要性が繰り返し強調されており、香港法曹界からの香港市民や中国共産党へ向けた立場表明のようにも思われた。

5 小括

本参加日程を通じて、他国法曹関係者との交流を意識した結果、福崎前副会長の協力もあり、約50名と名刺交換し、当会について知ってもらうことができ

た。海外法曹との貴重な交流の機会をいただいたことについて、国際委員会及び事務局の支援に感謝申し上げる。



国際刑事裁判所弁護士会 (ICCBA) 会長の訪問

国際委員会 委員長 樋口 一磨 (56期)



国際刑事裁判所 (International Criminal Court / 以下「ICC」という) は、国際社会における最も重大な犯罪 (集団殺害/ジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪) を行った個人を訴追・処罰するため、国際刑事裁判所に関するローマ規程によって設立された、史上初の常設の国際刑事法廷である。現在の加盟国・地域は125に至っており、オランダ・ハーグに拠点がある。日本も2007年に加盟し、これまでに3名の判事を送り出すなど人的・物的に貢献してきている。現在の所長は日本人の赤根智子氏である。

ICCは、検察、被疑者/被告人に加え、被害者も当事者として参加する三者対審構造を有する。被害者は、参考人や意見陳述者にとどまらず、独立の当事者として手続に主体的に参加し、金銭的補償を含む救済措置を受ける権利も与えられており、この点がICCの重要かつ先進的な特徴とされている。そのため、被疑者/被告人のみならず、被害者にも代理人弁護士が就任することが想定されている。

国際刑事裁判所弁護士会 (International Criminal Court Bar Association / 以下「ICCBA」という) は、ICCにおいて被疑者/被告人の弁護又は被害者の代理を務める弁護士のための弁護士会である。2016年に設立され、ICCによって公認された唯一の弁護士組織である。

当会は、2025年3月5日、ICCBAのPresidentであるPhilippe Larochelle氏の訪問を受けた。当会側は、上田智司前会長をはじめ6名の前正副会長に加え、国際委員会から4名、外国人の権利に関する委員会から2名という布陣で歓迎した。

Larochelle氏からは、ICCの基本的な構造に始まり、ICCBAの役割や組織について解説をいただいた。ICCBAは、会員である弁護士の活動を支えるため、弁護士会としての声明を発するほか、専門的トレーニングの提供、秘密保持や倫理に関する助言、国と地

方の弁護士会、NGOや研究機関との関係構築などを担っている。具体的な活動は、委員会やワーキンググループが主体となって行われている。ICCBAの会員は三層から成っており、実際に弁護・代理をする正会員のほか、そのアシスタントを務めるアソシエイト会員、また弁護・代理は行わないがICCの活動を支援するアフィリエイト会員がある。どの国の弁護士であってもこれらの会員になることは制度的に可能であり、まだ会員不在の日本の弁護士に期待しているとのことであった。

ICCは、米国やロシアから圧力をかけられていることを主たる要因として、存続の危機にさらされている。ICCが、ウクライナ侵攻をめぐり、多数の子どもをロシア国内に連れ去ったという戦争犯罪の容疑でプーチン・ロシア大統領への逮捕状を発布したり、パレスチナ・ガザ地区での戦闘をめぐり戦争犯罪及び人道に対する犯罪の容疑でネタニヤフ・イスラエル首相等への逮捕状を発布したことが発端である。

そのようなICCの窮状と、その活動を支えるICCBA会長との懇親を踏まえ、2025年3月31日には、上田智司前会長により、「国際刑事裁判所 (ICC) の活動に向けられたあらゆる妨害・圧力に対して明確に反対する立場を表明することを求める会長声明」*1が発せられた。ICCBAは代理人育成のための研修も開催しているので、関心のある方は、ぜひ積極的にその活動へ参加いただきたい。



* 1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-748.html>